

第8回

省エネにつながる設備投資をしたのですが、J-クレジット化できますか？

- 「水銀灯をLEDに変えました」
- 「エアコンを省エネタイプに更新しました」
- 「ボイラーを新しくする予定です」

このような設備投資をしたけれども、J-クレジットを創出できるのでしょうか？というお問い合わせをいただくことがあります。

J-クレジット化にあたっては、まず、事業者毎に、設備更新前後でどれだけ削減されるかを定量的に算出するための計画書を作成するのですが、その前提として、その設備に関する「方法論」が承認されている必要があります。

LEDは照明設備の導入(EN-S-006)、エアコンは空調設備の導入(EN-S-004)、ボイラーの導入(EN-S-001)として、すでに承認された方法論がありますので、これらの設備投資はJ-クレジットにできる可能性がございます。平成25年4月1日以降に実施された設備投資ならばJ-クレジット化の対象になります。

- 一方で、実際にはせっかくご相談いただいても、
 - ・更新前の水銀灯の設置年や型番などのデータ入手ができない
 - ・建物全体の電力消費量は把握できるが、空調設備だけの電力消費量は計測できない

という理由で設備更新の前後において、二酸化炭素の削減量を算定することができずJ-クレジット化できないこともあります。

省エネ設備投資をご予定の場合は、旧設備のデータ類を整理し保存しておくとJ-クレジットにしやすいです。さらに、J-クレジットの方法論に沿った設備単位で電力や燃料の消費量を計測できること、あるいは排出量を算定するための稼働時間を示す社内規定類があるとJ-クレジットにしやすいです。

プロジェクト計画書の無料作成支援のご利用にあたっては、中小企業等であり、さらに、設備投資前後の差分で二酸化炭素の削減量が100トン/年以上の規模が必要になります。目安ですがLEDの場合ですと3,000本以上、太陽光発電の場合は、定格電力で150KW以上の規模が必要になります。

この他に太陽光発電、バイオマス発電、水力発電など再生可能エネルギー



一設備投資の場合は、自家消費分がJ-クレジットの対象となります(全量売電は対象外です。)

J-クレジット化にあたっては、さまざまなケースがありますので、詳しくは以下の支援機関におたずねください。

(ソフト支援事業実施機関)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋

担当:松田、長尾、林田、有馬、大坪、小森

〒461-8516 愛知県名古屋市東区葵 1-19-30

電話 052-307-1102

中部Jクレ コラム バックナンバー

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/platform/column/column.html>

[第1回]地球のために1トン数千円から

[第2回]削減したCO2を売るには？

～J-クレジット制度活用のポイントあれこれ～

[第3回]クレジット購入企業の社長に聞く ～株式会社アユセン～

[第4回]教えて！CO2クレジットの売買

[第5回]北陸の温泉旅館におけるヒートポンプ導入によるCO2削減事例

～株式会社ふくみつ華山温泉～

[第6回]カーボン・オフセットを活用した商品開発

[第7回]平成 28 年度 J-クレジットの動向
